

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型](平成 30年 10月度)

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の3イ]

種類	数量(単位)	
廃プラスチック類	0.0000	(t/月)
ゴムくず	0.0000	(t/月)
金属くず	0.0000	(t/月)
ガラスくず及び陶磁器くず	3.1600	(t/月)
がれき類	0.0000	(t/月)
アスベスト含有 ガラス、陶磁器	11.3830	(t/月)
アスベスト含有 プラスチック	4.8000	(t/月)
〃 金属屑	0.0940	(t/月)
〃 がれき	3.8200	(t/月)
	23.2570	(t/月)

展開検査の実施状況[規12条の7の3の3ハ]

実施回数	15台	15回
展開検査の場所	別紙1の「場内見取図」の通り	
安定型産業廃棄物以外の 廃棄物の付着又は混入が 認められた年月日	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回実施)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の「場内見取図」の通り*1(浸透水採水1号)	
採取日	平成30年10月15日	
分析結果が得られた日	平成30年10月25日	
BOD*2		基準値 20mg/ℓ以下
COD*2	8.1mg/ℓ	基準値 40mg/ℓ以下
異常の有無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日 とその内容		

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1
採取日	平成30年10月15日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果が得られた日	平成30年10月25日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた 年月日とその内容	10月は、1号井戸、旧消防ポンプ用 井戸、上流3号井戸らの「CN」の 分析を中心とした分析月でした。 浸透水を含め、いずれの井戸でも CNは、検出されませんでした。 (0.01mg/ℓ未満)	25日の環境センターへ速報値を FAX送信致しました。	

施設の点検[規12条の7の3の3ロ]

	擁壁等
点検日	平成30年10月15日
異常の有無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容*4	





施設の残余容量

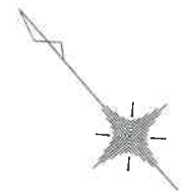
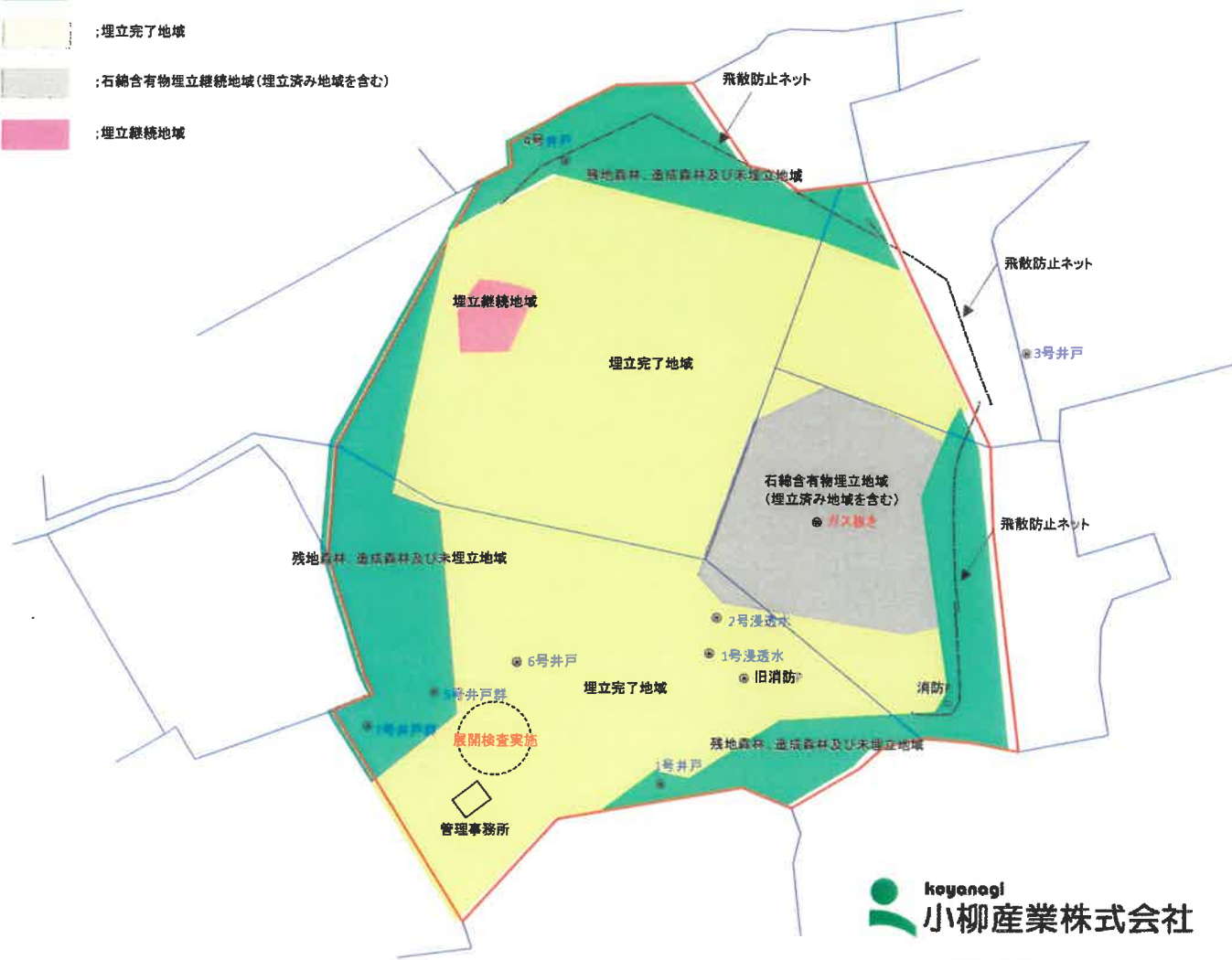
①先月末の残余容量(m3)	②今月埋立量(m3)	③今月末残余容量;①-② (m3)
6,050m3	36.40 m3	6,014m3

*1 処分場の平面図に位置を明示すること。 *2 いずれかを記載すること。 *3 別紙2に記載するか「計量証明書」を添付すること。 *4 異常が認められた場合のみ記入すること。

別紙1:小柳産業株最終処分場 見取り図

令和2年版

-  :残地森林、造成森林及び未埋立地域
-  :埋立完了地域
-  :石綿含有物埋立継続地域(埋立済み地域を含む)
-  :埋立継続地域



 koyanagi
小柳産業株式会社

957-0105
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字烏川3695-1
小柳産業株式会社 最終処分場
TEL&FAX 0254(41)4148

許可面積 18,178m²
総面積 19,991.17m²

(令和2年3月12日見直し)

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	①		②		③		④	
		採水場所	1号井戸	採水場所	3号井戸	採水場所	浸透水採水1号	採水場所	浸透水採水2号
		採水日	平成30年10月15日	採水日	平成30年10月15日	採水日	平成30年10月15日	採水日	平成30年10月15日
		結果取得日	10月24日	結果取得日	10月24日	結果取得日	10月24日	結果取得日	10月24日
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1 アルキル水銀	検出されないこと	-		-		-		-	
2 総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-		-		-		-	
3 カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
4 鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
5 六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
6 砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
7 全シアン	検出されないこと	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-		-		-		-	
9 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
10 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
11 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
12 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
13 1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-		-		-		-	
14 1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-		-		-		-	
15 1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-		-		-		-	
16 1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-		-		-		-	
17 1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
18 1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
19 チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
20 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
21 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
22 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
23 セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
24 1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
25 クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	⑤							
		採水場所	旧消防P用井戸	採水場所		採水場所		採水場所	
		採水日	平成30年10月15日	採水日		採水日		採水日	
		結果取得日	10月24日	結果取得日		結果取得日		結果取得日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1 アルキル水銀	検出されないこと	-							
2 総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-							
3 カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-							
4 鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
5 六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-							
6 砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
7 全シアン	検出されないこと	0.01未満	○						
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-							
9 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
10 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
11 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-							
12 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							
13 1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-							
14 1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-							
15 1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-							
16 1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-							
17 1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-							
18 1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							
19 チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-							
20 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-							
21 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-							
22 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
23 セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
24 1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-							
25 クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載